








決 裁	議 長	局 長 等	次 長	リ-ダー	担 当	合 議
						 

様式第6号（第8条関係）

令和5年10月19日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 藤 原 芳 巳

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 活動月日 令和5年10月13日（金）
- 2 活動場所
豊岡市大手町 アイティ7階 豊岡市民プラザ 市民活動室B
自治体議会特別セミナー
講師 自治体議会研究所代表 高沖秀宣氏
- 3 活動目的 「議員の資質向上」と「議会運営の基本」についての学び
- 4 活動内容 講師から資料に基づく講義を受け、意見交換を行った
- 5 活動成果
(1) 議会の役割・機能について
地方自治法の一部改正（2023年5月8日公布）が行われ、第89条第1項に「議会は議事機関」と明確に規定された。「議決機関」とも言われてきたが、多様な民意を反映させるための審議・熟議こそが重要だと捉えている。
そのうえで議会の権能としては、地方自治法（第96条第1項）の議決権（条例の制定や予算の議決）が最も基本的で本質的な「団体意思の決定機能」であり、執行機関の事務執行を「監視する機能」、議事機関としての審議・議決・議案提出を通じた「政策形成機能」も担っている。



(2) 議会運営の基本

憲法 93 条 2 項は、地方公共団体の統治構造について、議事機関である議会と執行機関である市長が、住民による直接選挙を通じて住民の意思を反映する仕組み（二元代表制）を求めている。

自治体議会は、住民と共に歩む議会として、執行機関の追認機関からの脱皮、自治体意思の決定機関としての自覚、執行機関への質問だけから議員同士の討議を中心に政策提言できる議会へ、「監視型議会」から「政策提言型議会」へ変わるべきである。

(3) 議員力・議会力の強化

「議員力」とは地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力及びその活動を言う。「議会力」とは市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動を言う。（加須市議会基本条例より）

一人の議員の意見は議会の意見ではない。「機関としての議会」が実現されているか、「二元代表制」が実践されているかの視点が必要である。

(4) 監視機能の強化

一般質問の根拠は自治法上にはなく、会議規則に規定されている場合が多い。不要論もあり、一般質問を実施していない議会もある。しかしながら、一般質問は議員個人の問題ではなく、議会としてどうとらえるかが重要な問題である。

一般質問は、一問一答方式で、事前に十分に調査研究して、事業の進捗を訪ねるだけでなく、提案をしていく。また一人の議員の政策提言を議会として評価し、議員間討議（政策討論会）を行い、議会からの政策提案とすることを志向したい。

(5) 政策提案・政策提言機能の強化

- ・政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例案を議会に提案すること。

- ・政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を提言書としてまとめ、市長等に対し、この提言書の提出をもって提案すること。

（奥州市議会「政策立案等に関するガイドライン」）より

予算の修正案は、市長の政策の代替案である。もっと市民のために何かできないか。これ以上に市民のためになることはないのか。もっとやれないかと追及していく。徹底した議論のためには審議時間の確保が必要。通年議会も選択肢の一つである。

(まとめ)

参加人数が少なかったこともあり、質問や意見交換をしながら講義は進められた。議員個人の議員力向上が議会力を押し上げ、議会内での情報共有や議員間討議が議員全員の議員力を高めていく、そのような好循環スパイラルを求めたい。

全ての議員が、二元代表制や議会の果たすべき役割を意識しながら活動するためには、議会基本条例に「議会は議事機関」、「二元代表制」、「議員力」、「議会力」、「政策討論会」などの文言を入れ込むことも必要ではないかと思われる。

首長とは立場が異なる議会の役割、二元代表制の意義や議会の存在意義について改めて考える良い機会となった。